

# 平成 21 年度初等中等教育研究奨励事業について

## 1 趣旨

初等中等教育研究奨励事業は、本県の初等中等教育に携わる教職員の豊かな人間性と専門的な知識・技術や幅広い教養を基盤とする実践的な指導力等を培い、魅力ある学校、感性豊かな人づくりを目指すため、教職員の自発的な研究を支援し、研究意欲の高揚を図るとともに、研究成果を普及することで本件の教育・学術の振興に資することを目的とする。

なお、事業の実施に当たっては、(財)福井県大学等学術振興基金から助成を受け、募集に関しては、この要項の定めるところによる。

## 2 対象者

県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・高等専門学校(国立私立を問わない。)に勤務する教職員とする。(個人またはグループのいずれでもよい。)

## 3 助成の対象となる事業および助成額

区 分	対 象 事 業	助 成 額	助成対象経費
研究活動事業	県内の幼・小・高・特別支援学校・高等専門学校に勤務する教職員が個人またはグループで行う自発的な研究活動で、学校教育全般に関するものおよび教職員の専門的資質を高めるものである。	助成対象事業に要する経費の範囲内で1件当たり50万円を限度とする。	研究に要する経費。ただし、研究活動に直接必要ないと判断されるものや既に学校にあるものは、助成対象経費から除外する。
自費出版事業	県内の幼・小・高・特別支援学校・高等専門学校に勤務する教職員が個人またはグループでこれまで行ってきた研究成果についての出版をするもの。ただし、非売品に限る。	助成対象事業に要する経費の範囲内で1件当たり50万円を限度とする。	出版に要する経費